

都道府県労働局等職員【任期付任用職員】

募集要項

1 職種

都道府県労働局等の任期を定めた常勤職員

2 業務内容

都道府県労働局等における次の(1)から(4)の業務

- (1) 最低賃金引き上げのための業務改善助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成金（テレワークコース）等に関する相談対応、受付、審査事務、支給事務及びその他関連する業務
- (2) 業務改善助成金、両立支援等助成金、人材確保等支援助成金（テレワークコース）等における不正受給未然防止、疑いのある事業所への書面調査及び事業所調査（アポイントメントなしの訪問あり）
- (3) その他、労働局における相談・指導等業務及び事務
- (4) その他付随する業務（電話対応、苦情対応等）

3 勤務地

大阪労働局雇用環境・均等部企画課

4 募集人員

5名

5 応募資格

- (1) 以下の条件を満たす方

労働関係法令（労働基準法など）の知識がある方（社会保険労務士資格があれば望ましい）。

- (2) 以下に該当する方は応募できません

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分日から二年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他団体を結成し、又はこれに加入した者

- ③ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- ④ 国家公務員法第81条の6（定年による退職）及び附則第8条に該当する者（採用予定日において満62歳に達している者）

6 採用方法

選考による採用となります。

また、人事院規則8-12第42条第2項第1号の規定に基づく任期を定めた常勤の国家公務員としての採用となります。

なお、任期は令和9年3月末日までとなります。

7 採用日

令和8年10月1日（木）

8 勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。
休暇には、年次休暇のほか、病気休暇等があります。

9 身分及び処遇

身分は国家公務員であり、国家公務員法に基づく、分限、懲戒、守秘義務等の服務規定の適用を受けます。

俸給決定については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）が適用され、初任給を決める際には勤務経験等を考慮します。

当該俸給の他、条件によっては諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当等）が支給されます。

詳細は別紙「給与等について」を参考にしてください。

10 応募方法

（1）履歴書及び職務経歴書

履歴書及び職務経歴書については様式を問いません。履歴書に写真を貼付のうえ、学歴、職歴（助成金等に関連する業務に従事した経験がありましたら詳細にお書きください）及び資格等の事項について、詳細に記載してください。

（2）論文の提出

次の課題について、論文による書類審査を実施します。

＜論文の課題＞（800文字程度）

「仕事をする上で大切にしていること。」

※提出様式は任意とします。

(3) 応募先

応募にはハローワークの紹介状が必要です。ハローワークにて紹介状発行を受けたうえで、(1) 及び (2) については、面接当日に持参ください。

応募の秘密については厳守します。また、不採用の場合、応募書類については返却させていただきます。

11 応募期限

定員になり次第応募を締め切ります。

12 選考方法

(書類選考)

職務経歴、論文による書類審査

(人物試験 (個別面接))

人物試験による審査 (予定 1 回)

試験日は令和 8 年 8 月 1 8 日 (火) 又は 2 0 日 (木) で実施予定

(詳細な日時及び場所等については、応募の際にお知らせします。)

(合格者発表)

令和 8 年 8 月 2 6 日 (水) 予定

可否にかかわらず全員に文書にて通知します。

13 応募等に関する照会先

大阪労働局総務部総務課人事第一係

担当 安田、齊藤、中田

〒540-8527

住所 大阪府中央区大手前 4-1-67 大阪合同庁舎第 2 号館 8 階

電話 06-6949-6482

(別紙)

給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます。（28万円～40万円程度。一般的な例。）

※在職証明書等の提出が必要となります。提出ができなければ、その期間について加算できず、上記の例より低くなります。

- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当：扶養親族のある者に、月額 13,000 円（子の場合）等

住居手当：借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高 28,000 円

通勤手当：交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1 か月あたり最高 150,000 円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）：1 年間に俸給等の約 4.65 か月分（令和 7 年度実績）